2018年度(平成30年度)

地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型 エネルギー設備等導入推進事業

Q&A集

2019年3月14日

- 一般財団法人環境イノベーション情報機構
 - 一般社団法人環境技術普及促進協会

[1. 全般について】	- 7 -
	問1:本事業はどのような体制で執行されますか。	- 7 -
	問 2: どのような者が支援を受けられますか。	- 7 -
	問 3:本事業の申請者は具体的にどのような者を指しますか。	- 7 -
	問4:平時・災害時とも再生可能エネルギー等を活用する本事業の目的等を踏まえると、再生可能エネルギー等の	の範
	囲・規模は、どのように算出するのが妥当ですか。	- 7 -
	問 5: 災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とするには、再生可能エネルギー設備等の設計・導入に際して	て、
	どのような点に留意する必要がありますか。参照すべき資料等はありますか。	- 8 -
	問 6:「防災拠点、避難施設及び災害時に機能を保持すべき公共施設・民間施設等」とは何を指しますか。	- 8 -
	問 7: 地域防災計画とは何ですか。	- 8 -
	問8:事業継続計画 (BCP) は地域防災計画に準じた計画として扱われますか。	- 9 -
	問9:現在、地域防災計画等に位置づけられていないが、今後位置づけを予定している施設は補助対象ですか。	- 9 -
	問 10: 現在、地方公共団体との協定を締結していないが、今後締結を予定している施設は補助対象ですか。	- 9 -
	問 11:地域防災計画等への位置づけがなされなかった場合、補助金の返還等の措置はあり得ますか。	- 9 -
	問 12:他の補助金等との併用は可能ですか。	- 9 -
	問 13: 地方自治体における環境、防災に関する各種計画との関係についてはどのように考えたらよいですか(1号	号事
	業のみ)	10 -
	問 14: 現在、実行計画を策定又は改定していない場合、いつまでに策定又は改定すればよいですか(1 号事業のみ	د) 。
		10 -
	問 15: 公募申請時に約した期間までに、実行計画が策定(改定を含む)されなかった場合、補助金の返還等の措施	置は
	あり得ますか。	10 -
	問 16:見積金額の算出と費用対効果についてどのように精査したらよいですか。	10 -
	問 17:二酸化炭素削減量(計画値)はどのように算出したらよいですか。	10 -
	問 18:補助事業の目的が達成されない場合の補助金の取扱いはどうなりますか。	11 -
	問 19:事業成果等の公表についてどのようなことが必要ですか。	
[2. 応募について】	
	問 20:複数年事業として応募をすることは可能ですか。	
	問 21:全く別々の離れた複数の施設に関する応募について、一つにまとめて出した方がよいですか、別々に出した	
	がよいですか。	
	問 22:同一事業者が複数回応募することは可能ですか。	
	問23:公募申請が採択された場合、公募申請から交付申請までの間に設備の導入計画の見直し等を行った場合、	交付
	申請時に提出する実施計画は公募申請時のものから変更しても構わないですか。	11 -
	問24:補助事業の計画変更について、「ただし、軽微な変更は除く。」と記載されていますが、「軽微な変更」と	
	体的にどのような場合を指しますか。	12 -

問 25: 本事業については、平成 30 年度中に予算計上しなければならないですか。	
問 26:公募の要件(設備要件、補助対象範囲等)が満たされれば、必ず補助金が受けられますか。	12 -
問 27:地方公共団体以外の補助事業者は決算関係書類の提出が義務付けられていますが、どのよ	うな条件をクリア
していればよいですか。	12 -
問 28: COOL CHOICE に賛同している場合、資料を提出するのですか。	- 13 -
問 29: エコスクール・プラスとは何ですか。	13 -
問 30: 国土強靭化地域計画とは何ですか。	13 -
【3.売電・系統連系について】	13 -
問 31: 再生可能エネルギーの固定価格買取制度(FIT)は利用できますか。	13 -
問 32: 余剰電力を逆潮流することや売電はできますか。	
問 33:一般送配電事業者による系統連系の制約について留意することは何ですか。	
【4. 契約について】	- 14 -
問34:事前にプロポーザル方式で業者を選定した状態で応募をすることは認められますか。	
問 35:2号事業の2において、設計・施工一括発注技術提案型総合評価方式等のプロポーザル型コ	
付決定日以前に業者を決定することは可能ですか。	
問36:交付決定後、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約を行う場合の注意点は何で	ですか。 14 -
問 37:事業遂行上、補助対象外経費(撤去費等)を含んだ形で一般競争入札等に付すことは可能で	, ,
問 38:設備をリースにより導入することは可能ですか。	
問39:地方公共団体が設備をリースにより導入する場合、どのように申請をする必要がありますが) 15 -
問40:ESCO事業の枠組みを用いて、設備を導入することは可能ですか。	15 -
問 41:複数の再エネ・省エネ設備を導入する事業計画について、自己調達及びリース調達の両方	が混在している場
合、補助率はどうなるか。申請を分ける必要がありますか。	
問 42: 設備をリース導入することを予定しているが、応募時点でリース先がまだ決まっていません	/。応募申請は可能
ですか。	- 16 -
【 5. 補助対象等について】	
問 43:設計は補助対象ですか。	
問 44:地方公共団体の職員の人件費等は補助対象ですか。	
問 45 : 再生可能エネルギー設備等の要件はありますか。	
問 46:ペレットやバイオガスなどの燃料製造設備、燃料の貯蔵・供給のための設備については補助	助対象ですか。 ⁻
	17 -
問 47:未利用エネルギーの活用とは何を想定していますか。	
問 48:設備の設置のため、建屋の建築及び基礎工事が必要となりますが、補助対象ですか。	17 -
問 49: 既存設備の撤去に係る工事費は対象ですか。	
問 50:設計が完了している事業について、工事のみを事業の対象とすることができますか。	- 18 -
問 51:補助金額や申請する施設数に上限・下限はありますか。	- 18 -
問 52: 既に事業者がある程度実施している事業を増強する形で本補助事業を活用したいが、本補	助事業の対象にな

	りますか。	- 18 -
	問 53:付帯設備の補助対象範囲はどのように考えたらよいですか。	- 18 -
	問 54:技術開発や実証試験は補助事業の対象ですか。	- 18 -
	問 55: 公共施設等の申請は誰が行えばよいですか。	- 18 -
	問 56: 商用電力途絶時(停電時)の電力供給についての留意点は何ですか。	- 19 -
	問 57: 施設の耐震性についての確認はどのようにするのですか。	- 19 -
	問 58: 再生可能エネルギー設備等を避難施設等以外の場所に導入する場合は補助対象ですか。	- 20 -
	問 59: 自家発電機を備え付けた施設は本事業の対象とすることができますか。	- 20 -
	問 60: 蓄電池の導入は補助対象となりますか。	- 20 -
	問 61: 蓄電池の更新は補助対象となりますか。	- 21 -
	問 62:発電量を計るための計測器等の購入は補助対象ですか。	- 22 -
	問 63: 可搬式蓄電池は補助対象となりますか。	- 22 -
	問 64:再生可能エネルギーを熱源として利用する機器は補助対象となりますか。	- 22 -
	問 65:燃料電池は補助対象となりますか。	- 22 -
	問 66: GHP(ガスヒートポンプ)空調は補助対象ですか。	- 22 -
	問 67:「中圧ガス管等からガス供給を受け災害時においても当該設備を稼働させる体制を構築すること」を満た	:すに
	は、具体的にどのような対策を実施する必要がありますか。	- 23 -
	問 68: 省エネルギー設備は補助対象ですか。	- 23 -
	問 69: 高効率照明機器の対象設備と留意点は何ですか。	- 23 -
	問70:太陽光発電機能及び蓄電機能付きの自立型LED灯は補助対象ですか。	- 23 -
	問 71: 自営線は補助対象ですか。	- 24 -
	問 72:「断熱材等」とは、具体的にはどのようなものですか。	- 24 -
	問73:低木の打払いや簡易な地ならしは補助対象ですか。	- 24 -
	問74:盛土、土壌改良工事は補助対象ですか。	- 24 -
	問75: 蓄電池の屋外設置の可否と付帯設備・付帯工事の範囲はどのように考えたらよいですか。	- 24 -
	問 76:平時(災害時以外)に、発電(稼働)しないものは補助対象ですか。	- 25 -
	問77:高効率照明機器について、調光機能は補助対象ですか。	- 25 -
	問 78: 逆潮流防止装置は補助対象ですか。	- 25 -
	問79:売電に必要な経費は補助対象ですか。	- 25 -
	問80:中古設備(再利用蓄電池等)は補助対象ですか。	- 25 -
	問 81:「省エネルギー設備」の中で、「その他、環境大臣の承認を得て執行団体が認めるもの」とは、何を想定し	てい
	ますか。	- 25 -
	問82:「上記に付帯する設備」の中で、「その他、環境大臣の承認を得て執行団体が認めるもの」とは、何を想定	ご して
	いますか。	- 26 -
_	問83:財政力指数が0.8以上と未満で補助率が違っていますが、どの時点の数値が適用されますか。	
	7. その他】	- 26 -

問84:補助事業で導入した設備により売電等で収益が発生した場合、収益相当額の納付の必要性についてはどの	のよ
うに考えたらよいですか。	26 -
問 85:年度内完了を見込み交付申請を行ったが、執行途中の事故等により年度内に事業が完了できなくなったな	場合
はどのような取扱いになりますか。	27 -
問86:補助事業終了後の取得財産の管理についての留意点は何ですか。	27 -
問87:補助事業における利益等排除とは何ですか。	27 -
問 88:本事業における地方公共団体の自己調達分については、地方債(公共事業等債、一般補助施設設備等事業	業債
等)の対象事業になり得ますか。	27 -
問89:事業報告書では、二酸化炭素削減効果等をどのように取り扱う必要がありますか。	27 -
問 90:避難施設等に単独処理浄化槽が導入されている場合、合併処理浄化槽への早期の転換についてはどのよ	うに
考えたらよいですか。	28 -

【1. 全般について】

問1:本事業はどのような体制で執行されますか。

- ○本事業は、間接補助の形式で執行されます。環境省が公募により補助金の交付事務等を行う執行団体を選定し、当該執行団体において補助事業者の募集・採択を行い、補助金を交付します。本事業の執行団体は、一般財団法人環境イノベーション情報機構と一般社団法人環境技術普及促進協会の共同となります。
- ○なお、1 号事業については一般財団法人環境イノベーション情報機構、2 号事業については一般社団法人環境技術普及促進協会にて分掌いたします。

問2:どのような者が支援を受けられますか。

- ○1号事業の支援対象は、地域防災計画等に位置づけられた防災拠点、避難施設及び災害時 に機能を保持すべき公共施設等を所有する地方公共団体及び地方公共団体の組合又は地 方公共団体と共同申請する事業者となります。
- ○2号事業の支援対象は、地域防災計画等又は地方公共団体との協定により位置づけられた防災拠点、避難施設及び災害時に機能を保持すべき民間施設等を所有する事業者となります。ZEB を実現する事業を行う都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合は、2号事業の支援対象となります。

問3:本事業の申請者は具体的にどのような者を指しますか。

- ○1号事業で、本補助金の交付を申請できる者は、都道府県、市町村、特別区及び地方公共 団体の組合を指します。また、公共施設にリース等を活用して設備を導入する場合は民間 企業も申請者となりえます。
- ○2号事業で、本補助金の交付を申請できる者は、民間企業、個人事業主、独立行政法人通 則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、地方独立行政 法人法(平成15年法律第108号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人、国立大 学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定するに規定する国立大学法人、 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人を指します。なお、ZEBを 実現する事業を行う都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合は、2号事業の申 請者となりえます。

問 4: 平時・災害時とも再生可能エネルギー等を活用する本事業の目的等を踏まえると、再 生可能エネルギー等の範囲・規模は、どのように算出するのが妥当ですか。

○本事業は、地域の防災・減災と低炭素化を同時実現することを目的としていることから、 平時の施設利用において、自家消費できる能力以下、災害時においても必要最低限の能力 以上を確保してください。また、行政機関の休日等は、一定程度の余剰電力が発生するこ とが見込まれ、蓄電池で吸収しきれないこれらの余剰電力については、一般送配電事業者 に系統連系する(逆潮流する)ことが可能です。

問5: 災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とするには、再生可能エネルギー設備 等の設計・導入に際して、どのような点に留意する必要がありますか。参照すべき資 料等はありますか。

- ○災害時にエネルギー供給を行うべき特定負荷を事前に確認し、必要な容量等を設定する ことや、設備の導入設置における耐震性を確保する等が挙げられます。
 - ・具体的には、本事業により導入する設備については、地震の際に機能維持を確保するための対策を講じる必要があります。特に、蓄電池は地震時に移動又は転倒して破損する おそれがあることから、適切な工事が施されているか留意する必要があります。
 - ・また、設備の設置については「建築設備耐震設計・施工指針」(国土交通省国土技術政 策総合研究所監修)等に基づき実施してください。
 - ・さらに、設備の耐震クラスについては、 設備導入の対象とする施設が災害時に求められる用途を考慮して設定してください。
 - ※寒冷地のように相当量の降雪等が予想される地域においては、あらかじめ地域の特性 に応じた事業計画や計画値を設定してください。
 - ※なお、適切な設計・施工を行わなかったことにより、会計検査院より指摘を受け補助金を是正工事等実施した事例もありますので、ご留意ください。

参考 URL:

http://www.jbaudit.go.jp/report/new/all/pdf/fy29_05_12_06.pdf (平成 2 9 年度決算検查報告) http://report.jbaudit.go.jp/org/h28/2016-h28-0483-0.htm (平成 2 8 年度決算検查報告) http://report.jbaudit.go.jp/org/h27/2015-h27-0545-0.htm (平成 2 7 年度決算検查報告) http://report.jbaudit.go.jp/org/h26/2014-h26-0567-0.htm (平成 2 6 年度決算検查報告) http://report.jbaudit.go.jp/org/h25/2013-h25-0657-0.htm (平成 2 5 年度決算検查報告①) http://report.jbaudit.go.jp/org/h25/2013-h25-0658-0.htm (平成 2 5 年度決算検查報告②)

問 6:「防災拠点、避難施設及び災害時に機能を保持すべき公共施設・民間施設等」とは何 を指しますか。

○地震や台風等による災害が発生した場合に、被災地において避難指示、救護、救援等の災害応急活動の拠点となる施設等(防災拠点)、物資供給など地域住民の生活等に不可欠な機能を有する施設等及び避難施設・収容施設等のことを指します。

問7:地域防災計画とは何ですか。

○地域防災計画は、「災害対策基本法」(昭和 36 年法律第 223 号)第 40 条又は第 42 条に基づき、都道府県や市町村が設置した防災会議が作成するものであり、防災のために処理すべき業務等を定めた法定計画です。

問8:事業継続計画(BCP)は地域防災計画に準じた計画として扱われますか。

○事業の継続・復旧を図るための事業継続計画(BCP)は、地域防災計画に準じた計画とは みなされません。

問9:現在、地域防災計画等に位置づけられていないが、今後位置づけを予定している施設 は補助対象ですか。

- ○1号事業においては補助対象になりえますが、間接補助事業の完了の日の属する年度の 終了後3年度以内を目処として計画に位置づけていただくことが条件となります。なお、 位置づけに向けた状況について事業報告書にて報告してください。
- ○2号事業の1、及び2号事業の2で民間団体が所有する施設を対象とする場合においては、応募申請時点で当該計画に位置付けられていない場合は補助対象となりません。
- ○2号事業の2で地方公共団体が所有する施設を対象とする場合は、間接補助事業の完了 の日の属する年度の終了後3年度以内に当該計画に位置付けていただくことが条件とな ります。なお、位置づけに向けた状況について事業報告書にて報告してください。

問 10:現在、地方公共団体との協定を締結していないが、今後締結を予定している施設は 補助対象ですか。

○補助対象になりえます。原則として補助事業の完了時までに協定の締結を頂くことが条件となります。申請時に地方公共団体との協議状況及び協定の締結見込み等を示してください。

問 11:地域防災計画等への位置づけがなされなかった場合、補助金の返還等の措置はあり 得ますか。

○地域防災計画等に位置づけがなされなかった事業については、補助金の返還等も視野に いれて、地方公共団体に対しその理由を聴取いたします。

問 12:他の補助金等との併用は可能ですか。

○本補助金と、国からのその他の補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)(以下「適化法」という。)第2条第1項に掲げる補助金等及び第4項に掲げる間接補助金等)を、同一の設備に対し併用することはできません。なお、適化法の適用を受けない地方公共団体からの補助金等との併用は可能です。その場合、当補助金における所要経費の算定において、寄付金その他の収入として計上する必要があります。従って、地方公共団体からの補助金に係る分は、補助対象経費から除算となります。

問 13:地方自治体における環境、防災に関する各種計画との関係についてはどのように考えたらよいですか(1号事業のみ)

○実施計画書等は、地方自治体における地方公共団体実行計画(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第21条に基づく計画)(以下「実行計画」という。)をはじめとする各種の環境に関する計画、及び地域防災計画(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第40条又は第42条に基づく計画)等の各種の防災に関する計画と整合する内容を作成してください。

問 14:現在、実行計画を策定又は改定していない場合、いつまでに策定又は改定すればよいですか(1号事業のみ)。

○申請時点で実行計画を策定していない又は現行計画への位置づけがない場合、申請時に 実行計画の策定又は見直し予定について記述いただきます。なお、実行計画の策定又は見 直し期限については、事業終了後、間接補助事業の完了の日の属する年度の終了後3年度 以内を目途としています。

実行計画の事務事業編の策定に当たっては、次のサイトを参照してください。 (参照先)

「地方公共団体実行計画(事務事業編)策定・実施マニュアル」(平成 29 年 3 月)環境 省総合環境政策局環境計画課)

掲載 URL: http://www.env.go.jp/policy/local keikaku/manual.html

問 15: 公募申請時に約した期間までに、実行計画が策定(改定を含む)されなかった場合、 補助金の返還等の措置はあり得ますか。

○事業終了後、概ね3年度以内に実行計画が策定(改定を含む)されなかった事業については、補助金の返還等も視野にいれて、地方公共団体に対しその理由を聴取いたします。

問16:見積金額の算出と費用対効果についてどのように精査したらよいですか。

- ○事業計画の作成に当たっては、次の事項を参考として経済的、合理的な考えにより見積金額を算出し、費用対効果を精査してください。
 - ①導入時に販売されている設備等の市場価格の推移を適宜把握し、発電量又は熱供給量 当たりの価格の妥当性やエネルギー消費量を精査する。
 - ②設備等の性能や稼働実績を精査する。
 - ③災害時の必要性のみならず、平常時の施設・設備の稼働日数やエネルギー使用量の実績・見込みから事業計画の妥当性を精査する。

問 17:二酸化炭素削減量(計画値)はどのように算出したらよいですか。

○平時の二酸化炭素削減量(計画値)は、環境省地球環境局から発行している「地球温暖化

対策事業効果算定ガイドブック」に基づき算出してください。

掲載 URL: http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz local/gbhojo.html

○導入設備については、上記ガイドブック及び本補助事業に関する説明資料「CO2削減効果算定ガイドブック ハード対策事業計算ファイルの作成について」に基づいて、設備導入による二酸化炭素の削減量・削減効果を算定してください(設備毎に1ファイル)。

問 18:補助事業の目的が達成されない場合の補助金の取扱いはどうなりますか。

- ○補助事業者は、事業完了後においても、補助事業の目的が達成されているか継続的に点検 を行って、目的が達成されていない場合には、運用方法を見直すなど補助事業の目的に適 合するよう措置を講じる必要があります。
- ○なお、補助事業の目的が達成されないと判断される場合には、事業完了後においても、補助金返還などの対応を求めることがありますのでご留意ください。

問19: 事業成果等の公表についてどのようなことが必要ですか。

○本事業で実施した事業の成果等については、国の補助事業であることに鑑み、環境省が主催する説明会や環境省のホームページ等で公表することがあるため、直接補助事業者に位置づけられる執行団体、環境省の委託を受けて補助事業の検証・調査等を行う事業者及び環境省から求めのあった場合にはデータの提出等に応じる必要があります。

【2. 応募について】

問 20:複数年事業として応募をすることは可能ですか。

○複数年事業としての応募を認めます。

問 21:全く別々の離れた複数の施設に関する応募について、一つにまとめて出した方がよいですか、別々に出した方がよいですか。

○複数施設に渡り導入する設備の所有者たる申請者が同一の場合、まとめて申請してください。ただし、その場合、様式1の表紙、は同一でよいですが、別紙1 (実施計画書)、別紙2 (経費内訳)及びそれらの添付資料等は施設(防災拠点・避難施設単位)毎に書類を作成の上、提出してください。

問 22:同一事業者が複数回応募することは可能ですか。

○設備を導入する施設が異なる場合は、同一事業者が複数回応募することは可能です。

問 23:公募申請が採択された場合、公募申請から交付申請までの間に設備の導入計画の見 直し等を行った場合、交付申請時に提出する実施計画は公募申請時のものから変更

しても構わないですか。

○原則、事業の目的に変更をもたらすものでなく、CO2 排出削減効果等の事業能率に関係 がない事業計画の軽微な変更に限り認められます。詳細については、個別に執行団体へご 相談ください。

問 24:補助事業の計画変更について、「ただし、軽微な変更は除く。」と記載されていますが、「軽微な変更」とは具体的にどのような場合を指しますか。

- ○「軽微な変更」とは、補助対象経費において、交付規定の別表第2の第1欄に示す、各配 分額のいずれか低い額の 15%以内の変更であり、かつ CO2 排出削減効果に著しい影響 を及ぼすおそれのない変更であり、以下の2点に該当する場合を指します。
 - ・事業の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、事業者の自由な創意により、より効果的に事業目的達成に資するものと考えられる場合
 - ・事業目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合 なお、変更する必要が生じる場合は、執行団体へご相談ください。

問 25:本事業については、平成 30 年度中に予算計上しなければならないですか。

○必須ではありませんが、各地方自治体の規則に基づいて判断していただく必要があるため、財政部局にご相談ください。

問 26:公募の要件(設備要件、補助対象範囲等)が満たされれば、必ず補助金が受けられますか。

○公募の要件が満たされれば、必ず補助金が受けられるとは限りません。実施計画書等の記載内容が当補助金の趣旨に沿い、CO2 排出削減に係る費用対効果等について、外部有識者等で構成される審査委員会の審査・評価を行った上で、予算の範囲内で採択を行います。

問 27:地方公共団体以外の補助事業者は決算関係書類の提出が義務付けられていますが、 どのような条件をクリアしていればよいですか。

○決算関係の書類については、補助事業を確実に実施できる財政的基礎を有していること、 事業実施のために必要な資金調達に係る確実な資金計画を有していることを、実施計画 書における「資金計画」欄の記載と併せて確認するためにご提出いただくものです。 複数年にわたって赤字決算が続いているなど、補助事業実施に当たっての資金繰りに懸 念があると考えられる場合、公認会計士の審査を得た経営改善計画等の提出を追加で求 めることがあります。

問28: COOL CHOICE に賛同している場合、資料を提出するのですか。

○COOL CHOICE に賛同している場合は、「賛同証明書」の写しを添付してください。 また、その際には具体的な実施状況と方針について、実施計画に記載してください。採択 にあたって配慮します。

問29:エコスクール・プラスとは何ですか。

○エコスクール・プラスとは、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省が連携協力して、学校設置者である市町村等がエコスクールとして整備する学校を、「エコスクール・プラス」として認定するものです。エコスクール・プラスの認定を受けた学校について、本事業を活用する場合は、採択に当たって配慮します。

問30:国土強靱化地域計画とは何ですか。

○国土強靱化地域計画とは、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に 資する国土強靱化基本法」(平成 25 年法律第 95 号)第 13 条に基づき都道府県又は市町 村が定める計画です。どんな自然災害等が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも元気 であり続ける「強靱な地域」をつくりあげるための計画であり、強靱化に関する事項につ いては、地域防災計画はもとより、地方公共団体における行政全般に関わる既存の総合的 な計画よりもさらに「上位」に位置付けられるものです。国土強靱化地域計画を策定した 自治体が、本事業を活用する場合は、採択に当たって配慮します。

【3.売電・系統連系について】

問 31:再生可能エネルギーの固定価格買取制度(FIT)は利用できますか。

○本事業で導入する再生可能エネルギー発電設備で発電した電力について、再生可能エネルギーの固定価格買取制度(FIT)を活用して売電することはできません。

問32:余剰電力を逆潮流することや売電はできますか。

- ○本事業で導入する再生可能エネルギー発電設備の発電能力は、専ら自家消費されること となります。しかしながら、行政機関の休日等は一定程度の余剰電力が発生することが見 込まれ、蓄電池でも吸収しきれないようなこれらの余剰電力については、一般送配電事業 者の系統へ連系する(逆潮流する)ことが可能です。
- ○ただし、FIT を適用して売電することはできないため、余剰電力を売電する場合は、電気事業者との個別契約において価格等を決定してください。

問 33:一般送配電事業者による系統連系の制約について留意することは何ですか。

○一部地域では商用電力系統への逆潮流が発生する発電設備の設置等が一般送配電事業者 により制限されているため、必ず当該地域の情報を把握して、事業執行に支障の無いよう にしてください。

○また、系統連系工事負担金によって事業採算性が悪化し、本事業を中断又は中止すること のないよう、応募段階から一般送配電事業者と十分な協議を行うようにしてください。

【4. 契約について】

問34:事前にプロポーザル方式で業者を選定した状態で応募をすることは認められますか。

○業者の選定までは認められますが、契約締結は交付決定日以降に行っていただく必要が あります。また、業者を選定した過程が分かる書類一式を添付してください。

問35:2号事業の2において、設計・施工一括発注技術提案型総合評価方式等のプロポー ザル型コンペを実施し、交付決定日以前に業者を決定することは可能ですか。

○2号事業の2において、設計・施工一括発注技術提案型総合評価方式等のプロポーザル型 コンペ(省エネ評価を含んだもの)により設計者や施工請負業者が決定している場合、業 者決定についてその結果を認めます(3者以上の見積もりは不要です)。ただし、補助対 象範囲に関する工事着工は交付決定日以降としてください。

問 36:交付決定後、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約を行う場合の注意 点は何ですか。

○一般競争入札(最低価格落札方式又は総合評価落札方式)を原則としますが、補助事業の 運営上、一般競争入札に付することが困難又は不適当である場合には、指名競争入札、公 募型プロポーザル又は公募型コンペ等を行うことができます。なお、競争入札によりがた い場合、その理由を明確にするとともに、価格の妥当性についても根拠を明確にしてくだ さい。

問 37:事業遂行上、補助対象外経費(撤去費等)を含んだ形で一般競争入札等に付すこと は可能ですか。

○補助対象外経費(撤去費等)を含んだ一般競争入札等を行うことについて、合理的な理由がある場合は、実施して差し支えありません。ただし、補助対象と補助対象外の事業費を明確に分ける必要がありますので、執行団体に対し、分割の基準について交付決定前までに示し、確認を得てください。

問38:設備をリースにより導入することは可能ですか。

- ○リースによる設備導入については、次の要件を充足する場合、補助対象となります。
 - ・リース先とリース事業者との共同申請とすること(代表申請者は設備の所有者、すなわちリース事業者とすること)。
 - ・リース料から補助金相当分を減額することを約すること(契約書案等添付。減額の方法

については、リース契約全期間において補助金相当分をリース料に反映させるといった方式を想定。補助金の還元額の比重がリース料支払期間の後半に偏る等、リース先に不利となる還元方法は認められない。)。

・リース期間は原則として法定耐用年数以上の契約とすること。法定耐用年数より短期間とする場合は、リース契約終了後、法定耐用年数期間まで継続して当該補助設備を使用できる契約内容とする場合に限ること(契約書案を添付)。

なお、設備の所有者がリース事業者であるため、この場合の補助率としては、共同申請者の属性等にかかわらず、民間事業者向けの 1/2 を適用します (1号事業の場合)。また、この場合、補助対象設備の管理義務、CO2 排出削減効果報告義務は、当該設備の所有者であるリース事業者になります。

問 39:地方公共団体が設備をリースにより導入する場合、どのように申請をする必要がありますか。

○設備等の調達の一形態としてリースを選択した場合、設備等所有権がリース事業者にあることからリース事業者が代表申請者となり、地方公共団体を共同実施者とした共同申請となります。

問 40: ESCO事業の枠組みを用いて、設備を導入することは可能ですか。

- ○ESCOによる設備導入を行う場合であっても、補助の対象はあくまで設備の所有者に対してとなります。具体的には、活用するESCO事業の契約方式により対応が異なります。
 - ① ギャランディード・セイビングス契約

事業者が直接設備を調達する方式であり、設備の導入に係る費用は補助対象となります。補助の対象となるのはあくまで設備導入(購入)費用のみであり、ESCO事業者へのサービス料金は含みません。

② シェアード・セイビングス契約

ESCO事業者(リース事業者)が設備を調達してリースする方式であり、「問 40」の リース事業者を含む申請と同様、次の要件を充足する場合申請可能となります。

- ・ESCO事業者を代表申請者として申請すること。
- ・補助金相当分をESCO費用から確実に減額することを約すること (契約書案等添付)。
- ・リース期間は原則として法定耐用年数以上の契約とすること。法定耐用年数より短期間とする場合は、リース契約終了後、法定耐用年数期間まで継続して当該補助設備を使用できる契約内容とする場合に限る(契約書案等添付。減額の方法については、リース契約全期間において補助金相当分をリース料に反映させるといった方式を想定。補助金の還元額の比重がリース料支払期間の後半に偏る等、リース先に不利となる

還元方法は認められない。)。なおこの場合には、共同申請者の属性等にかかわらず、 補助率として民間事業者向けの1/2を適用する(1号事業の場合)。

なお、この場合、補助対象設備の管理義務、CO2 排出削減効果報告義務は、一義的には当該設備の所有者であるリース事業者にあります。

問 41:複数の再エネ・省エネ設備を導入する事業計画について、自己調達及びリース調達 の両方が混在している場合、補助率はどうなるか。申請を分ける必要がありますか。

○所有者が異なる場合、それぞれ別々に申請を行っていただく必要があります。それぞれの 申請について、申請者の属性に応じた補助率が適用されます。

問 42:設備をリース導入することを予定しているが、応募時点でリース先がまだ決まって いません。応募申請は可能ですか。

○リース先とリース事業者との共同申請を前提としているため、リース事業者が決まっていない場合は、応募申請は認められません。

【5. 補助対象等について】

問 43:設計は補助対象ですか。

○実施設計・工事監理については補助対象となります。

問44:地方公共団体の職員の人件費等は補助対象ですか。

○地方公共団体の常勤職員の人件費、旅費及び共済費は対象外です。ただし、本補助事業を 実施するために必要な業務補助を行う臨時職員に関する賃金については、その雇用に必 然性がある前提で「賃金」として計上可能です。

なお、本補助事業に従事した時間のみ、賃金の対象となることから、業務日誌等により 本補助事業に従事した時間を適切に管理しなければなりません。

問 45:再生可能エネルギー設備等の要件はありますか。

- ○地域の防災・減災と低炭素化を同時実現することを目的としていることから、例えば、太陽光発電設備においては平時においては自家消費を主目的とし、災害時においては特定 負荷へ給電される必要があります。
- ○設備の種類としては、太陽光発電設備(太陽熱設備)、木質バイオマス発電設備・木質バイオマスボイラ、ガスコージェネレーションシステム等が挙げられますが、これらの設備は災害時に自立して稼働できることが条件となります。

なお、再生可能エネルギー設備等については、公募要領に示す条件を満たすもののみ補助 対象とします。

○また、木質バイオマス発電設備やガスコージェネレーション等、燃料を必要とする設備を

導入する場合は、災害時にも当該設備に安定的に燃料を供給できるような体制等を整える必要があります。

問 46:ペレットやバイオガスなどの燃料製造設備、燃料の貯蔵・供給のための設備については補助対象ですか。

- ○エネルギー起源 CO2 の排出削減に直接資する設備の導入に伴い、当該設備の適切な稼働のために必要な設備であることが合理的に示される場合、付帯設備として補助対象となり得ます(ただし、ペレットやバイオガスなどの燃料製造設備や貯蔵・供給設備(熱導管等)の単独設備の申請の場合は、直接の CO2 排出削減効果はないため、補助対象とはなりません)。
- ○なお、エネルギー起源 CO2 の排出削減に直接資する補助対象設備に比して当該設備の規模等が妥当であることについて、実施計画書において詳述していただく必要があります。 また、これにより導入された燃料製造設備から製造された燃料や燃料貯蔵・供給設備で貯蔵・供給される燃料は、当該補助対象設備においてのみ使用することとしています。

問 47: 未利用エネルギーの活用とは何を想定していますか。

- ○未利用エネルギーとは、工場排熱、地下鉄や地下街の冷暖房排熱、外気温との温度差がある河川や下水、雪氷熱など、有効に利用できる可能性があるにもかかわらず、これまで利用されてこなかったエネルギーの総称をいい、以下のとおり「①排熱」と「②温度差エネルギー」に大別されます。
 - ①排熱:工場排熱(高温ガス、温水、LNG排熱)、ゴミ焼却排熱(温水)、変電所排熱(温水)、水)、地下鉄や地下街の冷暖房排熱(空気)等
 - ②温度差エネルギー:河川水や海水の熱、雪氷(冷凍機を用いた人工的なものを除く)の 熱、生活排水や中・下水の熱、地中熱、温泉の熱等
- ○本事業においては、廃棄物処理施設の未利用エネルギーを利活用する発電設備及び熱供 給設備の導入は対象外となります。
- ○2 号事業においては、上記設備を導入する事業については、公募要領に規定する再生可能 エネルギー設備の導入を同時に行う事業のみが補助対象となりえます。

問 48:設備の設置のため、建屋の建築及び基礎工事が必要となりますが、補助対象ですか。

- ○1号事業については、建物は、一般的に設備としては認められず、補助対象外です。また、 建物の建設工事に係る基礎工事部分についても、補助対象外となります
- ○2号事業の1については、対象施設を新築(建替含む)する事業は補助対象外となります。
- ○2 号事業の2については、施設の新築及び建替も補助対象となりますが、基礎工事など建物の躯体にかかわる工事は補助対象外となります。
- ○対象設備の設置等に必要な、建築物の躯体等に関する工事も補助対象外となります。

問49:既存設備の撤去に係る工事費は対象ですか。

○既存設備の撤去にかかる工事費は補助対象外とします。設備更新の場合、撤去に係る工事費と設備導入に係る工事費とは切り分けた上で、後者のみを計上してください。

問 50: 設計が完了している事業について、工事のみを事業の対象とすることができますか。

○工事契約前であれば、当該工事については本事業の対象となります。

問 51:補助金額や申請する施設数に上限・下限はありますか。

- ○1号事業についてはあらかじめ補助金額や申請する施設数に上限・下限を設けていませんが、執行団体が採択内示を行う際、工事内容や積算内容等を勘案し、基準額(補助対象 経費の限度額)を示すことがあります。
- ○2号事業の1については、1事業当たり 200 万円が補助金額の下限となります(補助金額が 200 万円未満となる事業は対象外となります)。
- 〇2号事業の2については、1年度あたり3億円が上限となります。(2,000 m以上の建築物については1年度あたり5億円)

問 52: 既に事業者がある程度実施している事業を増強する形で本補助事業を活用したいが、 本補助事業の対象になりますか。

- ○事業の実施量が適切であることを示した上で、今後の施策展開等について詳述し、すでに 実施されている事業に対し、さらに支援をする必要性が妥当な場合は、対象となり得ます。
- ○なお、その場合も、既に実施された事業に対して補助金を交付することはできません。また、CO2 排出削減効果においては、補助事業と既実施事業との計測も含めた切り分けが必要です。

問 53:付帯設備の補助対象範囲はどのように考えたらよいですか。

○付帯設備の範囲は、エネルギー起源 CO2 の排出削減に直接資する設備(補助対象設備) の適切な稼働に直接必要な設備、及び補助対象設備の導入に伴い追加で必須となる設備 であって、必要最小限度のものに限ります。

問 54:技術開発や実証試験は補助事業の対象ですか。

○本事業は、広く普及している技術を用いて再生可能エネルギー設備等の導入を推進する ことを想定しているため、技術開発に類する事業、専ら技術や事業性の効果検証を目的と する実証試験は対象外とします。

問 55:公共施設等の申請は誰が行えばよいですか。

○地方公共団体が不動産登記法、公有財産規則等法令に則り所有権を有している公共施設

等を所有する場合は、申請は所有者である地方公共団体が行うことになります。

○その他の法人が、対象施設を所有する場合は、当該法人が申請してください。

問 56: 商用電力途絶時(停電時)の電力供給についての留意点は何ですか。

- ○本事業では、避難施設等に整備された再生可能エネルギー設備等により、災害等による商 用電力途絶時(停電時)に、避難施設等において最低限必要な照明や通信機器等の機器を 稼働させることで施設の機能を維持することを目的としています。
 - そのため、整備された再生可能エネルギー設備等については、原則として、避難施設等の活用が求められる災害等に起因する停電時に発電した電力を安定的に供給することができることを求めています。
- ○特に、複数の系統を設ける場合に①~④の事態が別事業で見受けられたことから、系統を 複数設ける設計とする場合には各系統に蓄電池設備等を適切に設けるなどして、整備す る再生可能エネルギー設備等が、本事業の目的に沿い、災害等による停電時に発電した電 力を安定的に供給されることとなるように十分留意してください。
 - ①停電時に自立運転するための配線整備等が行われていないため、導入した一部系統 の機器が稼働せず、発電された電力が供給できずに必要電力量を確保することができない事態
 - ②太陽光発電設備等の配線設計が適切でなかったため、災害発生等による停電時に所要の電力量を供給することができない事態
 - ③電力を供給する施設における配線が適切でなかったため、災害発生等による停電時 に、所要の電力量を供給することができない事態
 - ④地中熱利用設備等において、既設の非常用発電機等の災害時に電力供給が可能な設備と接続する設計になっておらず、停電時に使用できない事態

問 57:施設の耐震性についての確認はどのようにするのですか。

- ○本補助金の設備導入の対象とする施設は、耐震性を有する他、防災拠点等としての安全性 を導入の際に既に確保できている施設でなければなりません。耐震性については、消防庁 において実施している「防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査」において、
 - ①昭和 56 年 6 月 1 日以降の建築確認を得て建築された建築物
 - ②昭和 56 年 5 月 31 日以前の建築確認を得て建築された建築物のうち、耐震診断の結果「耐震性を有する」と診断された建築物
 - ③耐震改修整備を実施した建築物

とされており、上記のいずれかを満たす必要があります。

なお、設備の導入後も耐震性が確保されている必要があります。

問 58: 再生可能エネルギー設備等を避難施設等以外の場所に導入する場合は補助対象ですか。

○災害時に避難施設等を運営するに当たって必要な水道水などを供給するための設備等 に再生可能エネルギー設備等を導入する場合は、補助対象となり得ます。なお、地域防災 計画等に当該設備について、再生可能エネルギー等を活用することが記載されている必 要があります。

問59: 自家発電機を備え付けた施設は本事業の対象とすることができますか。

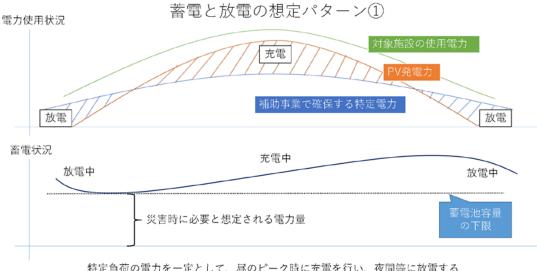
○自家発電機を備え付けた施設であっても、本事業の対象になり得ます。

問60:蓄電池の導入は補助対象となりますか。

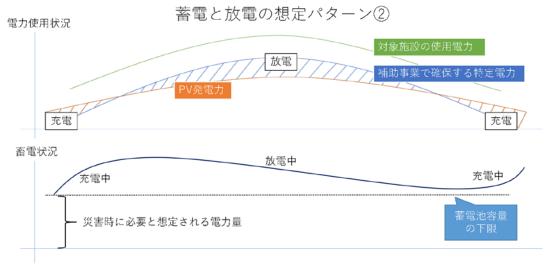
- ○すでに再生可能エネルギー発電設備が導入されている施設等において、蓄電池のみを導入することは、本事業の対象としますが、導入される蓄電池については、すでに導入されている再生可能エネルギー発電設備と連係し、本事業の目的に沿った運用をすることが条件となります。
- ○また、導入する電源が自然変動型のもののみである場合は、蓄電池の導入を必須とします。 ただし、すでに蓄電池が導入されている場合は太陽光発電設備のみの導入も可とします。
- ○なお、蓄電池の性能については、耐用年数の期間における反復使用を想定して、災害発生 時に必要な電力を供給できる性能が維持できる必要があります
- ○その他の要件については公募要領をご参照ください。

※蓄電池の運用について

- ○蓄電池は、原則、再生可能エネルギー電力等を充電するものとし、再生可能エネルギーの 効率的利用を行ってください。
- ○なお、メンテナンス等の目的で商用電力を活用することは可能です。
- ○蓄電池の運用のイメージは、下図のとおり。



特定負荷の電力を一定として、昼のピーク時に充電を行い、夜間等に放電する = PVの発電量を最大限活用することで、常時一定の電源を確保する



昼のピーク時に放電を行い、朝・夕等に充電することで、施設で消費する電力量を平準化する

問 61: 蓄電池の更新は補助対象となりますか。

- ○グリーンニューディール事業等により導入した蓄電池の更新については、当該事業で所定の効果を発揮し、耐用年数を超えたものについては、補助対象となり得ます。(既存設備の撤去費等の扱いは、間49を参照ください。)
- ○蓄電池の寿命は再生可能エネルギー設備等の寿命よりも短いことが多く、機能の劣化により災害時に自立分散型のエネルギーシステムとして機能できなくなった際には、本補助事業の申請者の責において、蓄電池の修理やリプレースなどを行い、災害時に機能する自立分散型エネルギーシステムが維持されるように講じてください。

問62:発電量を計るための計測器等の購入は補助対象ですか。

○計測器が発電設備や省エネ設備等、エネルギー起源 CO2 の排出削減に直接資する設備及びその付帯設備の効率的な運用に必要な場合は、補助対象となり得ます。

問63:可搬式蓄電池は補助対象となりますか。

- ○本事業では、施設等に附属しない可搬式蓄電池は補助対象外とします。ただし、可搬式蓄電池であっても、固定する場合には補助対象とします。なお、固定設置に関しては、災害時に転倒・浸水等により破損しないように必要な固定措置が必要です。
- ○なお、電気自動車(EV) についても可搬式蓄電池として見做すことができることから、 補助対象外となります。

問64:再生可能エネルギーを熱源として利用する機器は補助対象となりますか。

- ○バイオマス発電等の再生可能エネルギー発電・熱利用機器は事業の補助対象としていますが、災害時の系統遮断時等であっても自立型エネルギーシステムとして稼働できることが求められます。従いまして、スタートアップや運転時に電力等を要する場合には、その電源等を確保しておくことが必要ですので、申請の際にはご留意ください。
- ○また、応募申請の際には、災害時に利用される空間の延べ床面積や災害時に必要な給湯 量等の観点から、熱需要の把握・精査をした上で導入量を検討し、応募申請してください。

問 65:燃料電池は補助対象となりますか。

○燃料電池についても、コジェネレーションシステムの一種として補助対象とします。

問 66:GHP(ガスヒートポンプ)空調は補助対象ですか。

- ○停電時に自立運転が可能であり、給電や空調が可能な GHP 空調は、補助対象設備のうち「コジェネレーションシステム」に含まれます。
- ○コジェネレーションに含まれる GHP 空調については、①BOS (停電対応) 仕様を備えること、②ガス供給が途絶した場合の復旧計画を定め、経済的合理性のある供給体制を備えたもの(都市ガス供給地域の場合は、中圧ガス管等からガス供給を受け災害時においても当該設備を稼働させる体制を構築すること。それ以外の場合は、災害時においても当該設備が稼働するために必要な燃料を常時確保すること。) を満たす場合に限り補助対象になり得ます。また、ガスコジェネレーションの導入が設備配置等の制約上困難であるかも考慮します。
- ○なお、いずれの場合においても、これまでの稼働実績と比較した CO2 削減効果を算定し、 補助対象設備を導入する施設ごとに CO2 削減効果が見込まれるものであることが必要で す。補助対象設備を導入する施設ごとに CO2 削減効果が見込まれるには、これまでの稼 働実績によって、災害時にも利用可能な太陽光発電、太陽熱利用等の再生可能エネルギー

設備又は省エネルギー設備(照明等)と組み合わせて導入する必要があります。

問 67:「中圧ガス管等からガス供給を受け災害時においても当該設備を稼働させる体制を 構築すること」を満たすには、具体的にどのような対策を実施する必要がありますか。

- ○以下のいずれかの対策を実施する必要があります。
- ・都市ガスの中圧供給(供給約款に定める低圧の最高圧力を超える圧力)を受けていること。
- ・高耐震ブロック (都市ガス供給事業者が供給停止判断基準を SI 値 70 カインとしている 低圧供給エリア) の低圧供給を受けていること。
- ・低圧供給を受けていて移動式ガス発生設備を保有していること。
- ○上記に合わせて、中圧ガス導管等からのガス供給が途絶した場合に設備を稼働させる体制を構築すること。

問 68:省エネルギー設備は補助対象ですか。

- ○高効率照明機器、高効率空調機器、高効率給湯機、エネルギーマネジメントシステム、変 圧器は補助対象です。ただし、従来の機器に対して省エネ効果が得られるとともに、災害 時に再生可能エネルギー発電設備、未利用エネルギー、コジェネレーションシステム及び 蓄電池設備から電力又は熱の供給を受けて稼働する機器に限ります。
- ○このため、導入する再生可能エネルギー発電設備等以外にもまたがるような設備(例えば、エネルギーマネジメントシステム等)については、設備容量等により補助対象を按分することになります。
- ○省エネルギー設備は、再生可能エネルギー発電設備等と同時導入に限り、補助対象とします。

問 69: 高効率照明機器の対象設備と留意点は何ですか。

- ○高効率照明機器は、本事業で再生可能エネルギー発電設備等を導入し、その発電設備及び 蓄電池から電力の供給を受けて稼働する場合に限り、補助対象施設の屋内及び屋外(玄関 灯等)に設置するものを補助対象とします。
- ○補助対象とする高効率照明機器は、従来の照明機器(水銀灯・白熱灯等)に対して省エネ 効果が得られるものであり、グリーン購入法「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」 1 2 − 1 「照明器具」(1) 品目及び判断の基準等「LED 照明器具」【判断の基準】を満たす LED 灯とします。また、同「LED 照明器具」【配慮事項】への配慮も行うこと。なお、冷陰極灯、無電極灯等 LED 灯以外の高効率照明機器の場合は、同等の基準を満たすものを補助対象とします。

問70:太陽光発電機能及び蓄電機能付きの自立型LED灯は補助対象ですか。

○補助対象とします。なお、導入範囲は補助対象施設の敷地内かつ屋外とします。

○応募に際しては、必要性を確認・判断できる図面・根拠資料を必ず添付してください。

問 71: 自営線は補助対象ですか。

- ○自営線は1号事業においてのみ補助対象となります。ただし、電力の利用先が確定していることが証明できることと、融通する電力量を詳細に示すことができる必要があります。
- ○また、災害時においても電力の融通が可能となるような設計としていただくとともに、平 時より設備の保守体制を整えていただく必要があります。

問72:「断熱材等」とは、具体的にはどのようなものですか。

- ○1号事業においては再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備及びコジェネレーションシステムを導入する施設において災害時に事業を継続させるエリア内において、災害時に必要とする当該エネルギーの効率的な利用のための断熱工事を行う場合に必要な断熱材や二重窓、二重サッシ等を指します。
- ○2号事業の1においては、断熱材等は補助対象外です。
- ○2号事業の2においては、対象施設全体における断熱材や二重窓、二重サッシ等を指します。

問73:低木の打払いや簡易な地ならしは補助対象ですか。

○低木の打払いや簡易な地ならしは整地に係る費用として補助対象外とします。また、敷砂 利やコンクリートをしきつめることも、補助対象外とします。

問74:盛土、土壌改良工事は補助対象ですか。

○盛土、土壌改良工事は補助対象外とします。

問 75: 蓄電池の屋外設置の可否と付帯設備・付帯工事の範囲はどのように考えたらよいですか。

- ○屋外への設置を検討する場合は、「①屋外に設置することの許容要件」をすべて満たし、「②屋外設置の場合に認めうる付帯工事等の対象・範囲」を確認のうえ、工事範囲の検討、 補助対象経費の算出等を行い、検討してください。
 - ①屋外に設置することの許容要件
 - ・屋内設置できる他の代替施設があるが、あえて屋外設置になる当該施設に導入すべき 正当な事情や理由があること。
 - ・当該施設の屋内設置ができない相応の理由があること。(設置場所が確保できない等)
 - ・屋内設置の場合の費用に比べ、屋外設置の場合の費用がより安価もしくは同等程度であること。
 - ②屋外設置の場合に認めうる付帯工事等の対象・範囲

- ・当該付属設備や付帯工事がなければ補助事業の目的を達成できない場合(蓄電できない、災害時の安定供給が確保できない等)には、「機能確保」のためのものであれば、直接必要な付帯工事や設備で、かつ、必要最小限の対象物・範囲に限って補助対象とします。
 - (例)・降雨等保護のためのカバー、収納箱は可。小屋等の施設は不可(必要最小限 を超えるため)。
- ・安全フェンス等の設置は補助対象外とします。
- ・耐震の転倒対策等の災害時に機能を維持できるような措置 (アンカー基礎等) は必須 とします (災害時に機能を維持できるようにする必要があるため)。
- ・設置場所そのものの耐震工事は不可(強度等を備えた設置上問題の無い場所に設置導入することが前提のため)。

問76:平時(災害時以外)に、発電(稼働)しないものは補助対象ですか。

○災害時しか発電・稼働しないものについては、補助対象外とします。

問77: 高効率照明機器について、調光機能は補助対象ですか。

○本事業で導入した高効率照明機器の適正な運営に必要な調光機能は補助対象とします。

問 78:逆潮流防止装置は補助対象ですか。

○一般送配電事業者により逆潮流防止装置の設置が系統連系に必要と認められる場合は補助対象とします。

問79:売電に必要な経費は補助対象ですか。

○売電に必要な経費(売電メーターの設置費用、一般送配電事業者への工事負担金等)は補助対象外とします。

問80:中古設備(再利用蓄電池等)は補助対象ですか。

○中古設備(再利用蓄電池等)は補助対象外です。導入する設備には必ず未使用の新品を選 んでください。

問 81:「省エネルギー設備」の中で、「その他、環境大臣の承認を得て執行団体が認めるもの」とは、何を想定していますか。

○例えば、省エネに資する BEMS は補助対象となり得ます。なお、設備によっては補助対象経費について、他の省エネルギー設備の容量等により按分される場合があります。詳細は公募要領をご参照ください。

問82:「上記に付帯する設備」の中で、「その他、環境大臣の承認を得て執行団体が認める もの」とは、何を想定していますか。

- ○再生可能エネルギー発電設備、未利用エネルギー、コジェネレーションシステム及び蓄電 池設備や、それらからエネルギーの供給をうけて稼働する省エネルギー設備の稼働に対 して、必要不可欠であり、導入する設備のみに使用し、なおかつ消耗品ではない場合は補 助対象となり得ます。
- ○また、受電設備(キュービクル)等は、導入する再生可能エネルギー発電設備等以外にも 使用されることが想定されるため、設備容量等で補助対象を按分することになります。

問 83:財政力指数が 0.8 以上と未満で補助率が違っていますが、どの時点の数値が適用されますか。

- ○総務省にて公表されている採択時の「全市町村の主要財政指標」に基づく財政力指数を適用します。
- ○また、一部事務組合が申請する場合、申請する組合に出資をしている自治体に対応する一 番低い補助率が適応されます。
- ○なお、2号事業の2において地方公共団体所有施設を対象とする場合は、財政力指数によらず補助率は2/3となります。

【6. ZEB 実現に資する事業について】

(別紙参照)

【7. その他】

問84:補助事業で導入した設備により売電等で収益が発生した場合、収益相当額の納付の 必要性についてはどのように考えたらよいですか。

○地方公共団体と非営利法人においては、原則、収益納付は不要です。営利法人(構成員への利益分配を目的とした法人)においては、事業完了後の5年間について、原則、以下の計算式で算出した結果、納付の要・不要を判断します。その他の収益が想定される場合は、別途判断することになります。

計算式:収益納付額= $(A-B) \times (C/D) - E$

A:収益額(補助事業に係る設備等における営業損益等の各年度の累計)

B:控除額(補助対象経費)

C:補助金確定額

D:補助事業に係る支出額(補助事業に要した経費と補助事業終了後に追加的に要した 経費の合計)

E:納付額(前年度までに収益納付を行っている場合の当該納付額)

- 注1 相当の収益が生じた場合とは、収益【A】-控除額【B】>0となる場合をいう。
- 注2 収益納付は、収益納付額の累計が補助金確定額を超えない範囲で行います。

問85:年度内完了を見込み交付申請を行ったが、執行途中の事故等により年度内に事業が 完了できなくなった場合はどのような取扱いになりますか。

○やむを得ない事情により事業遅延が見込まれる場合は、交付規程第8条第5項の規定に 基づき、それが判明した時点で速やかに執行団体にご相談ください。

問86:補助事業終了後の取得財産の管理についての留意点は何ですか。

○補助事業者は、交付規程に基づき、補助事業により取得し又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければなりません。また、耐用年数に達していない財産については処分制限等があります(詳細は、交付規程第8条第14号(財産の処分の制限)を参照ください。)。

これらの規程に従っていただけない場合、補助金の返還が必要になることがあります。

問87:補助事業における利益等排除とは何ですか。

- ○補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。このため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価(当該調達品の製造原価など※)をもって補助対象経費に計上します。
 - ※補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります。

問88:本事業における地方公共団体の自己調達分については、地方債(公共事業等債、一般補助施設設備等事業債等)の対象事業になり得ますか。

○対象要件や実際の手続き等詳細につきましては、各地方公共団体の財政部局と相談の上 検討するとともに、必要に応じて総務省へお問い合わせください。

問 89:事業報告書では、二酸化炭素削減効果等をどのように取り扱う必要がありますか。

- ○平時の二酸化炭素排出削減計画を達成できるよう補助対象設備を適正に稼働させるとと もに、エネルギー消費量の実績値を把握して二酸化炭素排出削減量に換算し、事業報告書 により環境大臣に報告してください。
- ○二酸化炭素排出削減計画を達成しなかった場合、その原因を記載してください。なお、災 害等によってやむを得ず計画どおりの二酸化炭素削減効果が得られなくなった場合は、 この限りではありません。ただし、この場合は、災害時の発電・電力供給等の機能発揮の

面から補助事業の効果を発現する必要があります。

問 90: 避難施設等に単独処理浄化槽が導入されている場合、合併処理浄化槽への早期の転換についてはどのように考えたらよいですか。

○単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換は、本事業の活用の必須の要件ではないものの、環境省の施策として、合併処理浄化槽への早期の転換を促しているため、可能な限り、合併処理浄化槽への転換をお願いします。詳細は、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室にお問い合わせください。

(浄化槽推進室連絡先:03-5501-3155)

以上